

地域貢献活動ガイドライン

平成 21 年 9 月
宮 城 県

目 次

はじめに	1
1 地域貢献活動ガイドライン	1
2 地域貢献活動の公表	1
3 地域貢献活動の手続の流れ	3
(1) すべての集客施設に共通する手続の内容	3
(2) 特定大規模集客施設の手続の内容	3
4 地域貢献活動事例	7
(1) まちづくりの取組への協力	7
(2) 地域経済活性化の推進	8
(3) 子供、若者、高齢者、障害者等も含めた生活者への配慮	9
(4) 防犯・防災への協力	10
(5) 環境対策の推進	11
(6) 交通対策の実施	12

はじめに

近年、企業を取り巻く環境が大きく変化するなか、企業がよって立つ社会に対する役割がますます重要になってきており、各企業の社会に対する自主・自発的な取組が求められています。

県では、企業がそれぞれの地域において、豊かで安全安心な地域社会の構築に向けた取組を行うことが、企業の持続的な発展にもつながるものと考えています。

このような活動は、企業の規模や業種等にかかわらず、すべての企業が自主的かつ主体的に判断し、取り組むべきものと考えられますが、中でも、都市機能の一つとして多くの人を集める集客施設については、消費者・生活者である地域住民と密接なかかわりを有し、まちづくりや地域コミュニティなどに対する大きな影響を及ぼすことから、積極的に地域に貢献し、地域の抱える様々な課題解決に向けた取組の一翼を担うことを期待しています。

そこで県では、集客施設の設置者に、市町村や地域の住民等関係者と連携し、積極的に地域貢献活動を行っていただくため、その手引書として「地域貢献活動ガイドライン」を定めました。

この「地域貢献活動ガイドライン」では、特定大規模集客施設の立地の誘導や地域貢献活動の促進等の宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年宮城県条例第1号。以下「条例」という。）に基づく地域貢献活動に関する手続の流れと、県として担っていただくことを期待する地域貢献活動の事例を示しています。

1 地域貢献活動ガイドライン

地域貢献活動については、その地域におけるまちづくりの課題や、集客施設の業種・業態、規模等により、様々な活動が考えられます。

したがって、この「地域貢献活動ガイドライン」でお示しする地域貢献活動の事例についても、すべての取組が求められるものではありませんし、もちろん記載のない内容に取り組むことを妨げるものではありません。また、既存の集客施設が、これまで実施してきた活動であっても、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動は、すべて地域貢献活動に該当します。

それぞれの地域の実情等に応じた活動を目指し、まずは、この「地域貢献活動ガイドライン」を参考として活用してください。

2 地域貢献活動の公表

地域貢献活動を効果的に実施するためには、その実施状況を地域にとって分かりやすい形で公表することが必要です。

なぜなら、集客施設の設置者に限らず、地域の住民をはじめ、まちづくりにかかわるすべての人々がその活動の意義を理解し、集客施設と地域が一体となった取組を行うことが重要だからです。

このような趣旨から、集客施設の中でも特にまちづくりに大きな影響を与える一定規模以上の特定大規模集客施設については、条例により、地域貢献活動計画の作成と提出、実施状況の報告が義務付けられており、県によるその公表制度が設けられています。

特定大規模集客施設がその業種、業態の特徴を生かしながら、地域の一員として活躍されることを期待しています。

さらに、この「地域貢献活動ガイドライン」が、集客施設の設置者以外の事業者にとっても、それぞれの視点を生かした自発的な取組の参考となることを期待しています。

集客施設：面積にかかわらず、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則※で定めるもの（場内車券売場及び勝舟投票券発売所）に供する建築物をいいます。

※宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

特定大規模集客施設：集客施設のうち、集客施設の用途に供する部分（※）の床面積の合計が $10,000\text{m}^2$ を超えるもの又は店舗面積の合計が $6,000\text{m}^2$ を超えるものをいいます。

※劇場・映画館・演芸場・観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分の面積に限ります。

3 地域貢献活動の手続の流れ

(1) すべての集客施設に共通する手続の内容

すべての集客施設の設置者は、既存の施設であるかこれから新設する施設であるかにかかわらず、地域貢献活動の実施に努めるとともに、その実施状況を、当該集客施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めてください。

(2) 特定大規模集客施設の手続の内容

次のイ及びロそれぞれの場合に応じて、地域貢献活動計画の提出等を行ってください。

なお、地域貢献活動計画の作成に当たっては、その活動を地域にとって分かりやすい形で公表することが望ましいことから、できる限り数値等の具体的な目標を設定するよう努めてください。

イ 条例の施行日（平成22年1月1日）に既に特定大規模集客施設を設置している場合

(イ) 地域貢献活動計画の提出

a 初回の提出

条例施行日から起算して3か月を経過した日（平成22年4月1日）までに、平成22年4月1日が属する事業年度からその翌々事業年度までの期間（3事業年度）の地域貢献活動計画書を提出してください。

b 2回目以降の提出

初回の地域貢献活動計画を定めた期間（3事業年度）満了後の3事業年度を1期とする地域貢献活動計画書を、その期間が開始する日までに提出してください。

以降、3事業年度ごとに、その期間が開始する日までに地域貢献活動計画書を提出してください。

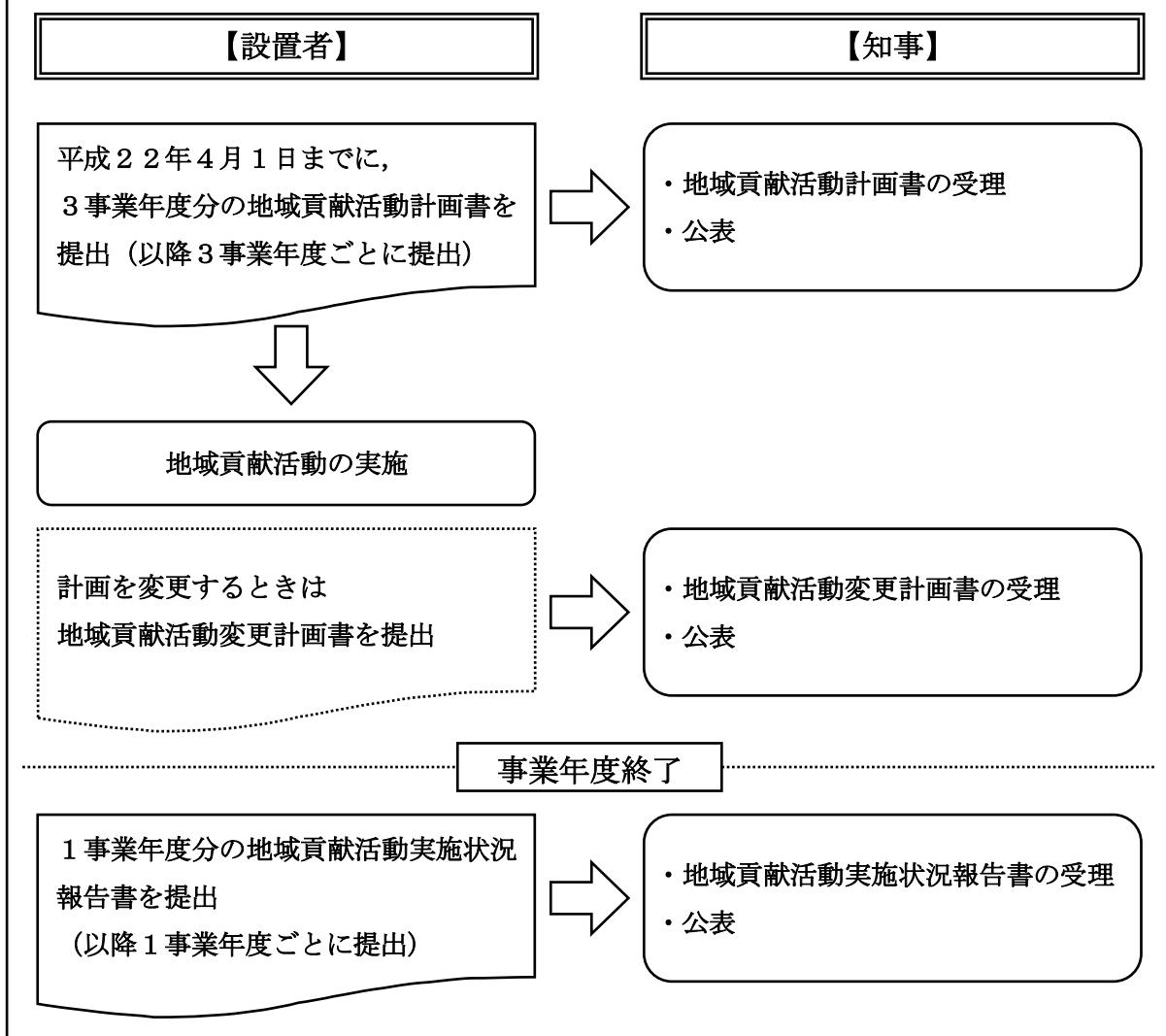
c 地域貢献活動計画の変更

地域貢献活動計画を変更しようとするときは、速やかに、地域貢献活動変更計画書を提出してください。

(ロ) 地域貢献活動の実施状況の報告

毎事業年度の終了後、1事業年度ごとに、地域貢献活動実施状況報告書を提出してください。

● 地域貢献活動の手続の流れ《既存の特定大規模集客施設の場合》



口 条例の施行日以降に特定大規模集客施設を新設する場合

(イ) 地域貢献活動計画の提出

a 初回の提出

営業を開始する日までに、営業を開始する日の属する事業年度からその翌々事業年度までの期間（3事業年度）の地域貢献活動計画書を提出してください。

なお、地域貢献活動計画の作成に当たっては、説明会で寄せられた意見や、市町村・住民の意見として知事から通知された内容に配慮してください。

b 2回目以降の提出

初回の地域貢献活動計画を定めた期間（3事業年度）終了後の次の3事業年度を1期とする地域貢献活動計画書を、その期間が開始する日までに提出してください。

以降、3事業年度ごとに、その期間が開始する日までに地域貢献活動計画書を提出してください。

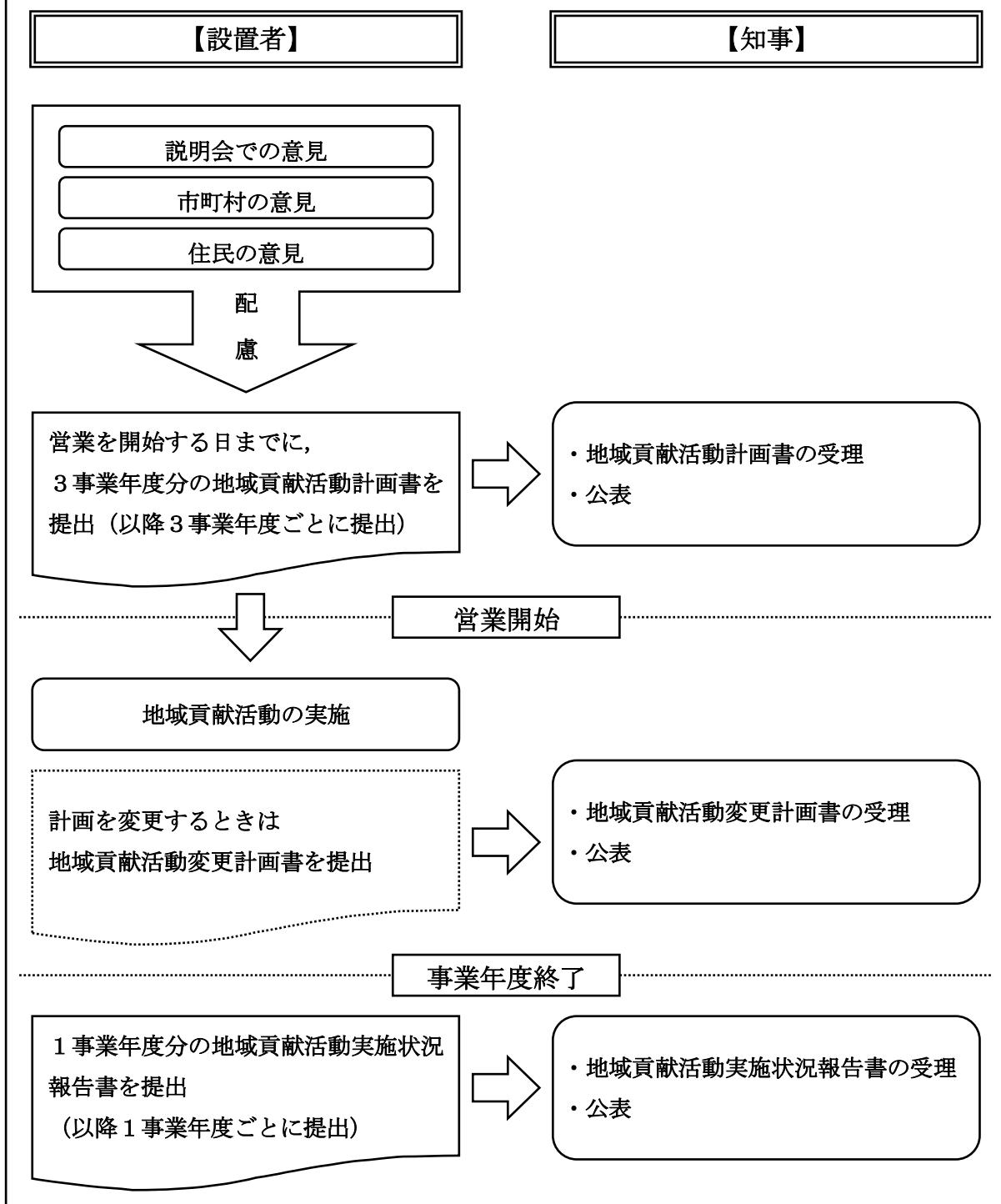
c 地域貢献活動計画の変更

地域貢献活動計画を変更しようとするときは、速やかに、地域貢献活動変更計画書を提出してください。

(ロ) 地域貢献活動の実施状況の報告

毎事業年度の終了後、1事業年度ごとに、地域貢献活動実施状況報告書を提出してください。

● 地域貢献活動の手続の流れ《新設の特定大規模集客施設の場合》



4 地域貢献活動事例

本章は、地域貢献活動の実施に当たっての参考として、まちづくりの基本的な考え方や条例の目的、さらには地域住民等が期待すると思われる内容等を考慮し、事業者等において既に取り組まれている活動内容や県が推進する施策等も参考に、県として担っていただくことを期待する地域貢献活動事例の一例を挙げたものです。

下記の事例以外にも、地域の実情に合わせた様々な地域貢献活動への取組を期待しています。

(1) まちづくりの取組への協力

イ 中心市街地活性化やまちづくり等への参加・協力

様々な実施主体（行政のみならず、商工会・商工会議所やN P O、ボランティア等も含む。）によって行われるまちづくりや中心市街地活性化のための取組への参加・協力や、集客施設として有する知恵や知識の提供、人材の紹介等

ロ 地域イベント等各種行事への参加・協力

- (イ) 近隣商店街や商工会・商工会議所が実施する共同売出し等への参加・協力
- (ロ) 地域で行われる祭り等の伝統行事やレクリエーション・スポーツ大会、文化活動等の各種イベントへの参加・協力や活動場所の提供等
- (ハ) そのほか、地域コミュニティの活動や地域住民が交流を深めることができる活動への参加・協力

ハ 地域との連携の推進

- (イ) 市町村や団体、住民等との協議の場や地域貢献活動担当部署の設置
- (ロ) 出店計画や地域貢献活動等の情報提供や周辺地域の生活環境への配慮

ニ 景観形成、街並みづくりへの協力

- (イ) 店舗及び屋外広告物等を設置する場合の立地地域の景観形成や街並みづくりへの配慮、敷地の緑化等への協力
- (ロ) 良好な景観を形成するための地区の住民等との景観協定の締結
- (ハ) そのほか、景観形成や街並みづくりに向けた取組に対する積極的な協力

ホ 施設閉鎖や核テナント撤退時の対応

- (イ) 施設閉鎖等に関する情報の早期公表
- (ロ) 施設閉鎖等の時期やその後の対応策に関する取引先企業や地方公共団体等の地域関係者への早期の説明
- (ハ) 従業員等の円滑な配置転換や離職者の再就職のあっ旋

- (ニ) 後継店の確保による、地域住民の利便性の低下や失業者の発生等の抑止、
低未利用地の有効活用
- (ホ) 施設閉鎖後の建物管理の徹底、環境や景観の悪化を引き起こさない対策の
実施
- (ヘ) 施設閉鎖後も再利用可能な施設の設計・建築、レイアウト及び資材への配
慮

(2) 地域経済活性化の推進

イ 地域産業活性化の推進

- (イ) 施設の設置者及びテナントの商工会・商工会議所、商店街団体等、地域経
済の活性化に取り組む団体への加入
- (ロ) 地域経済団体との積極的な意見交換の場の設置
- (ハ) 施設の設置者及びテナントの商店街等との共存のための協定の締結
- (ニ) 立地する地域及び県内の事業者の積極的なテナント入居への配慮
- (ホ) 地域で事業を始めたい方のための店舗内へのチャレンジショップのスペー
スの提供等の起業支援
- (ヘ) 施設の設置者並びにテナントの立地する地域及び県内の事業者との取引促
進に向けた説明会の開催
- (ト) 地域及び県内事業者が行う商品開発、販路開拓等に対する支援
- (チ) 商店街等の店舗運営やイベントに必要なノウハウに関する情報提供や人材
の紹介、研修機会の提供等

ロ 観光振興への協力

- 観光パンフレット等の配架や観光ポスターの掲示、観光地や観光イベント
等の情報発信コーナーの設置、イベント会場の提供等

ハ 地産地消への協力

- (イ) 県産品コーナーや生産者等が直売できるコーナーの設置等、県産農林水產
物や県内で加工・製品化された商品等のPRや販売促進
- (ロ) 県内農協、漁協や市場等との県産農林水產物や加工品の取引促進
- (ハ) 店舗建築に当たって、内外装や商品ディスプレイ等の資材として木材等の
県内で生産された資材の利用、地域の伝統技術の活用、地元建設事業者への
発注等

ニ 地域の安定雇用の確保への協力

- (イ) 立地する地域及び県内からの優先的な雇用及び可能な範囲での正社員と
しての採用
- (ロ) パートタイマー等の生活との両立がしやすい雇用形態の確保及び希望や能

力に応じたパートタイマーの正社員への登用

- (ハ) 新規学卒者やU・I・Jターン希望者、フリーター等若年求職者の積極的雇用

ホ 障害者、高齢者等の雇用・就業の促進

- (イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律の基準を上回る積極的な雇用
(ロ) 特別支援学校卒業生の積極的な雇用
(ハ) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の基準を上回る積極的な雇用
(ニ) 外国人県民等の積極的な雇用

ヘ 女性雇用の促進

- (イ) 結婚や出産・育児を機に退職した女性の積極的な雇用
(ロ) 母子家庭における母及びDV被害女性等の積極的な雇用
(ハ) 従業員用の託児所等の設置、短時間勤務制度の導入や男性社員を含めた育児・介護休業取得の促進等

(3) 子供、若者、高齢者、障害者等も含めた生活者への配慮

イ 子供、若年者等の教育やキャリア形成への協力及び支援

- (イ) 地元の大学、専門学校、高等学校等からのインターンシップの受入れ
(ロ) 小・中学生の社会見学や体験学習の受入れ
(ハ) 特別支援学校生の就業体験学習の受入れ

ロ 青少年の健全育成

- (イ) 青少年の深夜集会・はいかい等への注意及び通報体制の整備
(ロ) 青少年の交流スペースの提供やイベント開催への協力等

ハ 食品等の安全・安心の確保等、行政の消費者保護の取組への協力

食品等の安全・安心の確保のための取組や、加工食品に関する原料原産地情報の積極的な提供等

ニ 食による健康づくりへの協力

食育に関する体験活動の機会や健康に配慮した商品、メニューの提供等

ホ 障害者・高齢者等に配慮した取組

- (イ) 障害者・高齢者施策の啓発のためのスペースの提供や、イベント開催への協力等
(ロ) 地域の障害者施設、授産施設等の職場実習の受入れや、製作された物品の展示会の開催や販売への協力等

(ハ) 日本語を習得していない外国人のための各種案内や商品等の多言語表記や
ふりがな表記

ヘ ユニバーサルデザイン普及への協力

(イ) 店舗等の整備に当たり、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」(仙台市内は、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」)に基づく適合証の取得

(ロ) ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設の設置・運営や、従業員研修等の実施によるユニバーサルデザイン意識の啓発

(ハ) 障害者や高齢者、妊娠している人等の優先駐車スペースの確保と適切な誘導

(ニ) 赤ちゃんルーム、子供用トイレ、キッズコーナー、託児室等の設置、ベビーカーが通行しやすい店舗内の配置等

(ホ) 歩道として通り抜け可能な通路の設置

(ヘ) 売出し広告やホームページにおける文字の大きさ、色づかい等、ユニバーサルデザインに配慮した広告等への配慮

(ト) ユニバーサルデザイン関連商品の取扱い、関連商品コーナーの設置等

(チ) 地域商店街等に対するユニバーサルデザインに関するノウハウの提供等

(4) 防犯・防災への協力

イ 防犯活動への協力

(イ) 夜間等における警備員の巡回や防犯カメラ、防犯ベル及び防犯灯の設置

(ロ) 見通しの確保や高照度照明設備の設置、時間外における施錠等犯罪の防止に配慮した駐車場等の施設の整備

(ハ) 見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置等万引きをさせない店づくりや万引き防止の広報

(ニ) 地域で連携して行われる防犯活動への参加や活動スペースの提供

(ホ) 従業員に対する防犯教育の実施

ロ 災害等発生時における物資等の供給

(イ) 災害等発生時における避難所や救護所及び災害等対策に必要な資機材の一時集積場所としての建物や駐車場等の提供

(ロ) 災害等発生時における地方公共団体等からの食料・生活物資の供給依頼への対応（特に、公的医療機関からの医薬品等の提供依頼にはできる限りの協力）

(ハ) 災害等発生時における地域住民の共助による救助活動や応急復旧活動への従業員等の参加

ハ 災害等発生時におけるボランティア活動への協力

　災害等発生時におけるボランティア活動を行う団体等や地域の消防団の活動に対する協力

ニ 防災訓練等への参加・協力

- (イ) 従業員に対する消防団入団やボランティア活動参加の奨励、災害等発生時のボランティア休暇制度等、従業員が活動に参加しやすい環境の整備
- (ロ) 地域住民が実施又は参加する防災訓練等への従業員の積極的な参加
- (ハ) 従業員に対する災害等発生時に取るべき行動等についての研修

ホ 災害等発生時における業務継続の取組

　事業継続計画の作成等、災害等発生時における安定した物資の供給と雇用の確保

ヘ 地方公共団体との災害時応援協定の締結

　災害等発生時における物資供給や避難所等の提供に係る協定の締結

ト 救命救急への積極的な取組

　AED（自動体外式除細動器）の設置や従業員向けAED取扱講習会等の開催

チ 献血活動等への協力

　献血バスの駐車場所の提供と献血への協力、骨髓ドナー登録会の場所の提供等

リ 雨水流出抑制の実施

　駐車場の透水性舗装の実施、屋根雨水の地下浸透施設や雨水貯留施設の設置等

(5) 環境対策の推進

イ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

（イ）リサイクル製品等の環境配慮商品の販売や、資源ゴミの回収、レジ袋の有料化や買物袋持参運動等によるレジ袋削減、簡易包装やトレイ削減等による廃棄物の減量化、食品廃棄物の排出抑制やたい肥化等リサイクルの推進

（ロ）グリーン購入の推進や店舗建築におけるリサイクル製品の積極的な利活用等

ロ 省エネルギー対策の実施及び新エネルギー導入の推進

過剰な照明の削減、空調温度の適切な設定、省エネルギー対応機器の導入等による省エネルギー対策の実施や、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入の推進

ハ 地球温暖化防止対策の促進

- (イ) 駐車場でのアイドリングストップを促す看板の設置等
- (ロ) 荷さばき車両の計画的な運行計画の作成や従業員のパーク＆ライドによる通勤の奨励、アイドリングストップ等の取組の促進
- (ハ) 敷地内の植栽の推進
- (ニ) 間伐等の森林整備や植林等、森林吸収源対策の推進への協力
- (ホ) 地域の地球温暖化防止活動への積極的な参加・協力

ニ 環境教育・環境学習等への取組

- (イ) 地域住民への環境学習の機会の提供、従業員への環境教育に関する積極的な取組
- (ロ) 地域が行う自然環境保全活動や希少野生動植物保護活動、森林保全活動、水環境保全活動等への参加・協力

ホ 環境美化対策の実施

- (イ) 店舗周辺の清掃美化活動の定期的な実施、ごみ箱の十分な設置、来店者へのごみのポイ捨て禁止の広報・啓発等
- (ロ) 地域一斉清掃活動や違反広告物をなくす運動への参加・協力
- (ハ) アドプト・プログラム（道路や河川等の一定区間について、継続的に清掃活動や緑化作業を行う取組）への参加

ヘ 騒音・光害対策の実施

防音壁の設置や屋外広告物の照明の配慮等、騒音・光害問題への各種対策の実施

(6) 交通対策の実施

イ 公共交通機関の利用促進・車を運転しない方への配慮

- (イ) バス等公共交通乗降所の設置
- (ロ) シャトルバスやコミュニティバスの運行等への協力
- (ハ) 来店者に対する公共交通機関利用の呼び掛け、駐輪場の充実等
- (ニ) 店舗駐車場のパーク＆ライド用駐車場としての提供

ロ 交通安全対策の実施

- (イ) 交通整理員の配置や標示による車両誘導、歩行者の安全確保に配慮した出入口の設置
- (ロ) 地域で行われる各種交通安全運動等への参加・協力
- (ハ) 店内放送による交通事故防止啓発、交通安全ポスターの掲示等
- (ニ) 従業員に対する交通安全教育の実施